現地ルポルタージュ（その一）

# 地方における中山間地域への農業支援策

## ―高知県大豊町を事例に―

新農業基本法の柱のひとつとして中山間地域への直接所得補償がある。現在具体的な内容について検討されているが、本論では国レベルではなく、実際に実施されている地方での直接的な農業支援策について、高知県の事業のモデルともなった大豊町の事例を取り上げて検討してみたい。

### 一．ゆとりファームの経緯

まず最初に、事業の核となる株式会社大豊ゆとりファーム（以下ゆとりファーム）について簡単に紹介する。同社は、大豊町が中心となって一九九六年四月に設立された第三セクターで、小規模圃場整備と農作業受託、農産物の販売を主な事業としている。

資本金は、総額一、五五〇万円で、そのうち町が九〇〇万円、ＪＡ土佐れいほくが三〇〇万円、庵谷水稲生産組合と東豊永西峰百姓生産組合で三五〇万円となっている。従業員は、代表である専務取締役を除く正規社員が総務主任一名、業務主任一名、業務係二名の四名で、他に臨時を三名雇っている。

農作業受託のオペレーターは、現在専属が二名（業務主任三五歳、業務係二九歳で、臨時で手伝う専務を除く）で、必要に応じて登録している庵谷水稲生産組合員六名（実際頼んだことがあるのは三名）が加わる（日当は一三、〇〇〇円）。なお、オペレーターの身分保証は、町役場の労務職に準じており、公務員並みの待遇となっている。

ゆとりファームの事業は、小規模圃場整備事業と作業受託事業、農産物の販売の三つの柱から構成されているが、ここでは補助金と関係がある小規模圃場整備事業と作業受託事業のみについて検討する。

### 二．補助金の仕組み

#### ㈠小規模圃場整備事業（せま地直し事業）

高知県の中山間地域は急斜面に小規模な耕地が点在しており（一戸当たりの耕地面積が三七ａ）、これまで国の補助事業の対象になることは少なかった。事実、大豊町の場合には、水田面積二二〇ｈａのうち圃場整備されているのはわずか三一ｈａで、しかも国の補助金の対象になったのは五ｈａにすぎないという（残り二六ｈａがせま地直し事業による）。

そこで、県と町が小規模な水田の圃場整備に対する補助金制度を開始した。県単独の補助金は、当初事業費に対する補助率が五〇％であったが、今年度から三七・五％まで引き下げられた。そのため、町はこれまで二五％であった町単独の補助事業（小規模圃場整備事業）の補助率を、県の補助率の圧縮分を埋め合わせる形で二五％から三七・五％まで引き上げざるをえなくなり、それだけ町の負担が大きくなっている。

なお、ゆとりファームの圃場整備事業費は周辺地域の同業他社に比べてかなり費用を切りつめているので（他社が二〇〇～二五〇万円／反なのに対して、ゆとりファームでは一五〇万円／反程度）、生産者の負担は周辺地域よりも軽減されている。

#### ㈡農作業受託

また、大豊町の農家の高齢化は急速に進んでおり、棚田での農作業は困難を極めている。そこで、町はやはり単独で「ゆとり農業交付金制度」を設けて、農作業に対する助成金を導入した。これは、大豊ゆとりファームが実施する受託作業に対して補給される補助金で、平地地域との格差を補填することを目的としている。

現在、ゆとりファームの農作業受託料金は、水田整地・稲刈りが一万六、〇〇〇円／反で、田植えが六、〇〇〇円／反、乾燥については水分含有率が一八％以上が一五円／kgで、それ以下は一三円／kg（いずれも乾燥は一五％まで）となっている。このうち補助金の対象となるのが水田整地（代かきを含む）と稲刈り（コンバインについては脱穀を含む）で、一反当たりそれぞれ六、〇〇〇円支給される。具体的には、大豊ゆとりファームの水田整地と稲刈りの基本料金は、ともに一六、〇〇〇円なので、それぞれの作業について六、〇〇〇

円が町から生産者に補助金として支給される。ただし、事務的には町からゆとりファームに支給され、ゆとりファームは生産者から差額の一万円のみを徴収する形をとっている。

これについてはゆとりファーム側は、第三セクター経営支援という立場からすれば、生産者への支援ではなく第三セクターであるゆとりファームへの直接支援の方が望ましいと考えている。

ゆとりファームのケースで言えば、現在水田整地と稲刈りの作業料金一六、〇〇〇円の六、〇〇〇円分を町が生産者に代わって負担しているが、ゆとりファームはこの六、〇〇〇円を生産者ではなくゆとりファームに支給して、一六、〇〇〇円に六、〇〇〇円を上乗してゆとりファームの手取りを二二、〇〇〇円にして欲しいと考えている。その場合、生産者の支払う作業料金は一六、〇〇〇円となる。

つまり、この場合ゆとりファームが受取る作業料金は補助金分だけ実質増えることになり、実質的に赤字である受託部門の経営改善につながると期待している。もっとも、これについては、交付金と第三セクターの運営支援を分離した現在のシステムを画期的であると評価する向きもある。たしかに、現在のシステムの方が補助金のターゲットが明確であり、その運営と効果の検証については透明であるという長所がある。しかし、第三セクターに対する経営支援には、受託以外の部門への波及効果を期待できるというメリットもあり、今後の農業支援を考える際の検討課題であろう。

さらに、県の補助金が加わる。高知県は一九九八年度から二〇〇〇年度までの期間に、この大豊町の交付金制度をモデルにして、中山間地域の農業公社等の第三セクターが行う農作業受委託料金に市町村が助成している場合に、その助成金の半分を県が助成するという県独自の「ふるさと農地保全支援モデル事業」を実施している。

大豊町の例についていえば、水田整地と稲刈り作業に関して町が支払う金額の二分の一が県から町に支払われる。ただ、県が設定している上限がそれぞれ五、〇〇〇円、七、〇〇〇円と町の場合と異なっているため、県が支払う限度額は水田整地に対して二、五〇〇円、稲刈りに対しては三、五〇〇円になる。大豊町の制度では支払い額がともに六、〇〇〇円なので、県の負担率は稲刈りの場合五〇％（三、〇〇〇÷六、〇〇〇）なのに対して、水田整地の場合は四〇％（二、五〇〇÷六、〇〇〇）程度になってしまう。したがって、水田整地よりも稲刈りの受託が増える方が、町の負担は軽減されるという現象が発生することも考えられる。

これは、将来的に県の方式と市町村の方式に相違がみられる時は、調整が必要になることを示唆している。

なお、受給対象については、これまで六五歳以上の高齢者、身体障害者、寡婦等と定めていたが、県の補助金支給対象条件はないので、県に合わせる形で資格要件は撤廃された。

**㈢実績**

農作業受託面積をみると、確実に増えている。初年度の平成八年度の耕転、田植え、稲刈り、乾燥調整の作業受託面積は、それぞれ五・六、六・五、九・四、三三・〇haであった。これが平成一〇年度にはそれぞれ八・〇、一〇・〇、一二・八、三五・〇haへと増えている。ちなみに、平成一一年度の目標は、それぞれ一〇・〇、一二・〇、一三・〇、四五・〇haと設定されている。

小規模圃場整備は、平成八年度から一〇年度まで一・九、二・九、二・一haとやや目標値を下回りながらもコンスタントに実施されており、圃場整備率の低さを考えると、今後も一定程度の需要は見込まれるであろう。

## 三、まとめ―今後の課題―

大豊町が現在実施している圃場整備への補助事業および交付金制度の今度の動向を考える上で、二つの点が注目される。

ひとつは、県の方針である。現在の「ふるさと農地保全支援モデル」は事業年度が平成一二年度までとなっており、一二年度以降継続されるか否かが重要である。また、継続される場合でも補助率が下げられる可能性も考えられる。

もうひとつは国の直接所得補償との調整である。これについては、町も確たる見通しは持てないようで、支払い制度の内容次第ということになるが、その際に地方のイニシアティブが維持されるかどうかが焦点となるであろう。（大江徹男）